平成２４年（フ）第２９６号
相模原市南区大野台２丁目24番４号　オオノダイレジデンス202号
債務者　三井田尚樹
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９号
山形県鶴岡市泉町１番16号
債務者　髙橋　純人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４６号
山形県鶴岡市大宝寺字中野番外地
債務者　清和　正美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第８３４号
名古屋市北区黒川本通３丁目１番地　コーポ黒川Ⅱ201号
債務者　佐藤　幸和
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９０号
名古屋市中村区砂田町３丁目30番地の１　要ビル303号
債務者　田邉　明美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０９号
名古屋市昭和区阿由知通２丁目21番地の３　黄金ビル４－Ｃ号
債務者　野澤　正信
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９７１号
大阪市西成区松２丁目３番１号
債務者　岳尾　鈴子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６１号
大阪府門真市石原町36番９号　ブルースカイ古川橋306号
債務者　石川久美子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５１号
大阪市浪速区立葉２丁目３番６号　グランパシフィック桜川902号
債務者　坂本　和弘
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７４号
大阪市浪速区稲荷１丁目５―20―302、住民票上の住所大阪市浪速区塩草３丁目９番19号
債務者　渡壁　英隆
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８２号
大阪府枚方市茄子作１丁目43番19号
債務者　広寿司こと　稲田　道広
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００３号
大阪府寝屋川市高倉２丁目９番８号
債務者　松下喜美代
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７８号
大阪市平野区喜連東５丁目４番５―412号
債務者　外山　一公
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０６号
大阪市大正区南恩加島６丁目３番１号　ボンジュール南恩加島503号
債務者　今井ひとみ
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６８号
大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号サンコート八尾207号
債務者　小笠原美惠子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７１号
大阪市西成区千本北１丁目11番18号　千本北ハイツ205号
債務者　笠井　豊公
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０６号
大阪市東成区深江南１丁目13番３号
債務者　日髙　路崇
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４３号
大阪市東成区大今里南３丁目１番２―401号
債務者　石場　泰充
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部